

令和2、3年度における防犯の取組 ～第3次犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の取組状況～

令和4年3月29日
市民文化局地域振興部区政課

○基本方針 1：自らの安全を確保するため、市民一人一人の防犯に対する関心を高める

(1) 出前講座（防犯講話）

令和3年度 実施回数：24回 受講者：2,044人 (R3.3.22時点)

令和2年度 実施回数：12回 受講者：1,732人

令和元年度 実施回数：53回 受講者：3,528人

※各年度における実施回数

出前講座（防犯講話）～実施テーマ

- ・子どもの防犯教室
- ・振り込め詐欺被害に遭わないために
- ・女性の犯罪被害防止について
- ・防犯カメラを生かしたまちづくり



(2) 啓発

①安全安心パネル展

概要：防犯をテーマとしたパネルや書画による啓発を実施

期間：令和2、3年ともに10月～11月

場所：区役所ロビー、区民センター、地下歩行空間など



②街頭啓発

概要：関係団体等と協力して、振り込め詐欺などの犯罪防止に向けた街頭啓発を実施

日時：令和2、3年ともに複数回実施

場所：JR札幌駅前、地下歩行空間など



(3) 広報

①広報さっぽろによる広報

広報さっぽろ特集ページにて、防犯に関する特集記事を掲載

- ・令和2年9月号
「夜間に起こりやすい犯罪に注意」
- ・令和3年8月号
「子どもの防犯のすすめ」



②民生委員と協力した振り込め詐欺防止対策

民生委員に協力をいただき、高齢者宅訪問時において、振り込め詐欺防止にかかる広報用チラシ（北海道警察と合同作成）を配付するとともに、詐欺被害の防止に向けた注意喚起を行った。

※令和2、3年ともに通年実施した。



③女性の防犯ハンドブックの作成・配布

ひったくりや痴漢などの犯罪に遭わないようにするため、注意すべきポイントを分かりやすく掲載したハンドブックを作成するとともに、市内の全高校1年生に配布することで、防犯に関する意識の向上を図った。

※令和2、3年ともに4月に配布した。



④みんなの安全・安心ハンドブックの作成・配布

子どもが誘拐などの犯罪に遭わないようにするため、注意すべきポイントを分かりやすく掲載したハンドブックを作成するとともに、市内の全新入学児童に配布することで、防犯に関する意識の向上を図った。

※令和2、3年ともに4月に配布した。



○基本方針2：みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

(1) 防犯活動促進（地域安全サポートーズ）

令和3年度 登録数：1,979件 (R4.3.22時点)

令和2年度 登録数：1,914件

令和元年度 登録数：1,859件

地域安全サポートーズ	
事業者等が札幌市内における安全・安心の実現に向け、「社用車等による防犯パトロール」、「事務所等を子どもの駆け込み場所に設定」、「環境美化活動」などの防犯活動に取り組む制度	

(2) 札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰の実施

資料2-3のとおり

○基本方針3：犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

(1) 子ども等の安全に配慮した環境整備（札幌市子ども110番の家支援事業）

令和3年度 登録数：10,602軒 (R4.3.22時点)

令和2年度 登録数：10,359軒

令和元年度 登録数：10,473軒

札幌市子ども110番の家支援事業	
登録者へのステッカー、手引きの配布 子ども達が駆け込むことができる避難所として、目印となるステッカーや万一の際にとるべき行動についてまとめた手引きを加入世帯に配布	 
登録者に対する見舞金制度の加入 子どもが避難した際に物的・人的損害が発生した場合、見舞金を支払う制度を導入	↑子ども110番の家ステッカー
登録者マップ作成 小学校区・まちセン単位で作成し、実施団体毎に配布	

(2) ススキノ歓楽街対策

① クリーン薄野活性化連絡協議会防犯プロジェクト

日 時：令和3年4月28日
 会 場：札幌市役所 会議室
 概 要：ススキノ地区における安全・安心の実現に向け、関係機関、団体等との意見交換等を実施
 ※令和2年度は書面開催



プランター設置事業

期 間：令和2年10月中
 場 所：駅前通（南4～南8条）
 基 数：56基
 概 要：・差込みプレートにより『客引き』『路上駐車』『放置自転車』根絶を啓発
 ※令和3年度は中止



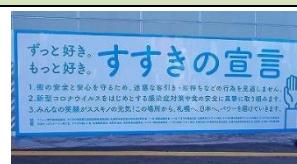
② 防犯パトロール出発式

日 時：令和3年12月15日
 場 所：ススキノ地区
 概 要：関係機関、団体等が集い、ススキノ地区における安全・安心の実現に向けた防犯パトロール出発式を実施
 ※令和2年度は中止



③ 大型啓発看板の設置

期 間：①令和3年3月～12月
 ②令和3年12月～現在
 場 所：ススキノ交差点（旧ラフィラ前）
 概 要：関係機関、団体等と協同して、ススキノ地区における安全・安心の実現に向け、大型啓発看板を設置



← 看板①



看板② →

④ 「札幌市客引き行為等の防止に関する条例」の制定

※資料1のとおり

(3) 安全で安心な公共空間整備促進事業（町内会への防犯カメラ設置補助事業）

令和3年度 町内会：16 団体 設置台数：51 台

令和2年度 町内会：21 団体 設置台数：51 台

令和元年度 町内会：20 団体 設置台数：60 台

平成30年度 町内会：28 団体 設置台数：69 台

町内会への防犯カメラ設置補助事業

平成30年度から町内会への防犯カメラ設置補助事業を開始し、これまでに85団体に対して231台（累計）の設置補助を行った。



建物外壁に設置



電柱に設置

○基本方針4：犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する（新設）

(1) 犯罪被害者等支援制度（令和2年8月から開始）

資料2－4のとおり